

第3章 乳幼児期の教育・保育



第1節 乳幼児期の教育・保育がめざすもの

1. うるま市の教育目標

郷土に誇りをもち 未来を拓く人づくり

2. うるま市のめざす子ども像

「生きる力」を身に付け 高い志をもった「うるまっ子」

健全な人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育・保育を実現し、子どもたちに健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びを保障することで、心身の調和のとれた発達をめざします。

3. 子どもの「生きる力」の基礎を育むために（資質・能力の3つの柱）

乳幼児期の発達の特性に応じ、「遊び」を通した主体的な学びを大切にする

知識・技能の基礎

豊かな体験を通じて、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること

思考力・判断力 表現力等の基礎

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること

学びに向かう力、 人間性等

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること

乳幼児期は、子どもの自発的な活動としての遊びを十分に確保することにより、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を育むことが大切です。

4. 乳幼児理解に基づく教育・保育

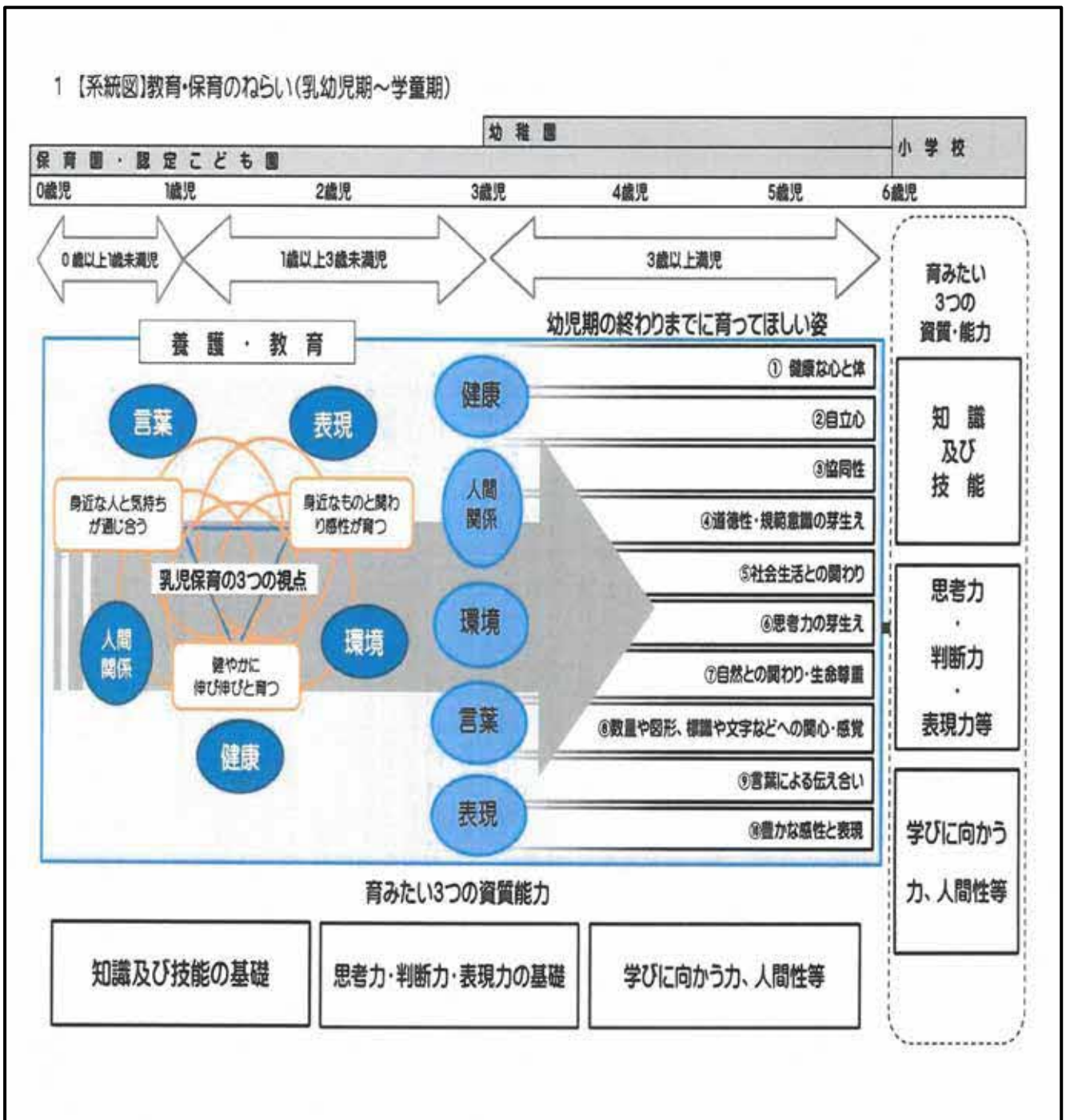
遊びや生活の中で、保育者との信頼関係を基盤に子ども一人一人を理解することが教育・保育の出発点となります。保育者は子どもと生活を共にしながら、何に興味を持っているのか、何を実現しようとしているのか、何を感じているのかなど、一人一人に対する理解を深めることが大切です。



5. 「育みたい資質・能力」「乳児保育の三つの視点」「五つの領域のねらい」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関連性

平成 29 年 3 月告示「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」に基づき、各保育施設等は「育みたい資質・能力」を柱とし、「乳児保育の三つの視点」、幼児教育の「五つの領域のねらい」を踏まえた計画・実践が求められています。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、5 歳児に突然みられるようになるものではなく、3、4 歳児ごろから育まれていくものです。それぞれの時期にふさわしい生活を積み重ねていくことにより、5 歳児の遊びや生活の中の色々な場面で見えてくる姿です。

保育者は子ども一人一人との信頼関係を構築し、子ども達の主体的な活動を促し、多様な経験を積み重ねていけるように環境構成を工夫する等、計画的・意図的な支援を行うことが大切です。



(沖縄県「保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き-平成 29 年告示-」より引用)

第2節 乳幼児期の教育・保育の現状と課題

1. 教育・保育の多様化

本市の保育施設数は年々増加しており、それぞれの施設で「特色」として打ち出している教育・保育内容や方法は様々なものとなっています。

そこで、本方針に基づき、各保育施設等が教育・保育の実践を進めていくことや、保育者が専門職としての自覚を持ち資質・能力の向上を図る必要があります。

2. 配慮を必要とする乳幼児への対応

本市において発達に特性のある子や保育の中で気になる子など、特別な支援を要する子どもの数は増加傾向にあります。また、医療技術の進歩等に伴い医療的ケア児の保育ニーズも高まってきています。その他にも、虐待を受けた子への対応や外国につながる子への支援など、配慮を必要とする乳幼児への支援が求められています。

このような乳幼児に対して、一人一人の実情に応じた支援を計画的かつ組織的に行っていくとともに、すべての乳幼児が安心できる集団づくりへの配慮や、保護者との連携も課題となっています。

3. 家庭・地域との連携

乳幼児を取り巻く環境や社会状況の著しい変化に伴い、子どもの育ちにも変化が見られるようになってきました。また、家庭における養育力の低下、育児不安なども危惧されており、本市においても課題が見られます。

乳幼児期の生活は、家庭や地域での生活体験を基盤にしながら連続的に営まれています。そこで、家庭や地域との連携を十分にとり、乳幼児一人一人の育ちについて理解を深めながら、保育施設等と家庭が互いに乳幼児期の望ましい発達を促すための生活を実現させていく必要があります。

4. 乳幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との接続

「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」や「小学校学習指導要領」の改訂により、「遊び」を通して主体的に学ぶ乳幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育への接続の重要性が示されています。

「保幼こ小連絡協議会」等、小学校教育への接続を意識した取り組みを行っていますが、幼児期から児童期への学びの連続性に関して、相互理解と連携に課題が見られます。



第3節 乳幼児期の教育・保育の具体的な方針

方針 1 「生きる力」の基礎を育む乳幼児期の教育・保育の充実

子どもの主体性、好奇心などを重視した遊びや体験を通し、生涯の生活の基礎となる教育・保育を展開し、「生きる力」の基礎を育みます。

- 安心・安全な場の提供
- 基本的な生活習慣の確立
- 「遊び」を通した総合的な指導
- 乳幼児理解に基づいた教育・保育の実施
- 環境を通して行う教育・保育の実施
- 乳幼児理解に基づいた評価の実施



方針 2 保育者の資質・専門性の向上による教育・保育の質の向上

多様化する保育ニーズに対応しながら、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、保育者一人一人に求められる、「豊かな人間性」「広い社会性」「高い専門性」を身につけられるよう研修の充実に努めます。

- 研修の充実（園内研修・市主催保育施設職員研修）
- カリキュラム・マネジメントによる教育課程の組織的・計画的な質の向上
- 保育施設等の公開保育及び協議会への参加または実施

方針 3 配慮を必要とする乳幼児への対応

発達に特性のある子や虐待を受けた子、外国につながる子など、一人一人のありのままの姿を受け止め、安心できる環境と認め合う肯定的な関係づくりに努め、一人一人がかけがえのない存在であるという共通認識のもと、保護者と連携した取り組みを進めていきます。

- 家庭や医療、福祉等の関係機関との継続的な連携
- 乳幼児の実態把握
- 個別の支援計画・指導計画に基づいた適切な支援
- 保育施設等における特別支援教育コーディネーターと関係機関との連携強化
- 保護者等への子育て支援および相談事業



方針 4 家庭・地域との連携

子どもの発達や内面理解についての専門的知識を基に、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭の子育てを支援します。また、地域には豊かな自然環境や文化財、さまざまな経験や技能を持っている方々など、たくさんの地域資源があります。子どもの健やかな成長につながるこれらの地域資源を活かし、子どもの教育・保育の充実を図ります。

- 保護者に寄り添える体制づくり（各関係部署相談窓口の紹介、子育てに関する情報の発信）
- 園内における各種検診（内科・歯科）後のフォローアップの実施
- 地域子育て支援の充実（親同士の交流の場・子育てゆんたく会・セミナーの開催）
- 教育・保育活動における地域資源の積極的活用



方針 5 小学校以降の教育への円滑な接続

子どもの育ちの相互理解を深め、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を職員間で共有し、就学前教育・保育と小学校以降の教育への円滑な接続を図ります。

- 学びの連続性を踏まえた教育・保育の実施
- 乳幼児期にふさわしい教育・保育を踏まえた保幼小連携の実施
- 小学校単位の保幼小連絡協議会の開催、合同の研修会、相互の参観、交流行事、架け橋プログラムの共通理解、実施
- 幼児一人一人の育ちや対応等の共通理解及び引き継ぎ
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点とした小学校への円滑な接続
- 架け橋期のカリキュラムの作成

方針 6 各保育施設等と行政との連携

高い志を持ち、うるまの未来を拓く子ども達の健やかな成長に向け、各保育施設等と行政が一体となって教育・保育を推進します。

- 「うるま市乳幼児期の教育・保育方針」の普及啓発
- 保育施設等巡回訪問の実施
- 市主催保育施設長等連絡会の開催（事業の案内・周知）
- 乳幼児に係る国・県のガイドライン等の周知

